

# 政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2014. 3. 5 VOL. 10-3



## 本号の内容

- ★ソーシャルメディアの私的利用について  
～ “つぶやき” のその前に ～
- ★不正な目的による立法権の行使が違法とされた事例

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務班 中庁舎7F

☎ 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール [houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp)

## ソーシャルメディアの私的利用について

～ “つぶやき” のその前に～

### 1 ソーシャルメディアの普及

ソーシャルメディア<sup>1</sup>は、誰でも「簡単に」「新鮮な」情報を発信できるツールとして、近年急速にその利用者（公務員を含む。）を増やしてきました。また、PR活動や防災情報の発信にソーシャルメディアを積極的に利用する自治体も増えてきています。

### 2 ソーシャルメディア利用に当たり留意すべき規範は？

一方で、ソーシャルメディア上での不用意な発言によるブログ等のいわゆる「炎上」も発生しており、公務員が私的に行った発言等がコンプライアンスの観点から問題となり処分に至る事例もあります。では、ソーシャルメディアの利用に当たり、県職員として留意が必要な法令の規定は、どのようなものがあるのでしょうか。代表的なものとして、地方公務員法の規定をご紹介します。

#### （信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

#### （秘密を守る義務）

第34条第1項 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。⇒罰則あり（1年以下の懲役又は3万円以下の罰金）

#### （職務に専念する義務）

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。



<sup>1</sup> 利用者の情報発信により形成していくメディアのこと。Facebook、Twitter、YouTube、mixi等。

これらの規定の趣旨は、行政に対する信頼を守り、行政の能率的で秩序ある執行を確保することで、住民の負託に応えようとするものであると考えられます。これを踏まえて、次の事例ではどのような問題があるか考えてみてください。

### 3 何気ない発言が大問題に!?

#### 事例その1

観光を重要産業と位置付けるA県の職員であるXさんは、実名と勤務先を一般に公開してFacebookを利用していました。Xさんは、休日に同県内の観光地に観光に出かけましたが、ある飲食店で不快な体験をしました。

立腹したXさんは、次の日の勤務時間中にその観光地に関し不適切な発言を書き込み、炎上騒ぎを起こしてしまいました。



#### 事例その2

B県の教員であるYさんは、実名や詳細な勤務先は公開せずにTwitterを利用していました。Yさんは、担任している生徒Zの家庭訪問を行った際、その家庭が経済的に困窮しながらも親子で協力して懸命に生活している様子を知り、深い感銘を受けました。

帰宅後、Yさんは、生徒Zの氏名等は明かさずに家庭訪問の様子をつづりつつ、「世の中にはこんなに頑張っている人がいるんだ。自分も頑張らないと。」といったツイートをしました。

後日、この投稿の内容が自分のことであると気付いた生徒Zの保護者から「家庭訪問の内容をTwitterに書き込むなんて非常識だ。信頼に関わる。」と抗議を受けました。



### 4 何が問題だったのか?

#### 事例その1

A県の重要政策である観光に関し、県民のA県に対する信頼を傷つけ、さらには観光に対する県の姿勢を疑われかねない事態を招いたことが33条違反（信用失墜行為）と、また、勤務時間内にXさん個人のFacebookに書き込みを行ったことが35条（職務専念義務）違反と評価される恐れがあります。



#### 事例その2

ツイートの内容が職務上知り得た秘密と評価された場合、34条1項（守秘義務）違反と同時に、60条2号の規定による刑罰の対象となる可能性があります。また、状況によって



は、33条違反と評価される恐れもあります。匿名での発信であっても、過去の発信等から発信者の特定がされる恐れがあるため、注意が必要です。

## 5 違法性の判断基準は？



原則として、現実世界における基準を基に判断すると思われませんが、ささいなことで「炎上」した場合等はどのように評価すべきか不透明な部分があります。

**信用失墜行為（33条）**：具体的にどのような行為が該当するか一般的な基準はなく、社会通念に基づいて個々に判断することになります。

**守秘義務（34条）**：「職務上知り得た秘密」とは、自ら担当する職務に関するもの（例えば、税務課職員の場合、その管理する課税台帳の内容等）に限らず、担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものも含まれます。

**職務専念義務（35条）**：「職務上の注意力のすべて」とは、常識的にみて勤務時間及び注意力のすべてを物理的に職場や職務に拘束するという意味ではないと考えられますが、その一方で、日本電気公社の職員が作業衣の左胸にベトナム戦争に反対する旨のプレートを着用して勤務したことについて、「勤務時間中における本件プレート着用行為は、……精神的活動の面からみれば注意力のすべてが職務の遂行に向けられなかったものと解されるから、職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用い職務にのみ従事すべき義務に違反し、職務に専念すべき」義務に違反したことになるとする判例<sup>2</sup>があり、注意が必要です。

## 6 注意すべき点は？



近年、自治体は様々な場面で情報発信力の強化を求められており、ソーシャルメディアはその有効な手段となり得ると考えられます。また、勤務時間外での職員の個人的なソーシャルメディアの利用は禁止されているわけではなく、個人のブログ等で公的な情報を発信することも、必ずしも否定されるものではありません。むしろ利用を通じてその扱い方を経験的に学び取ることが県の情報発信力の向上につながるという期待もあります。

ただ、これまで見てきたとおり、ソーシャルメディアを通じて発信する情報の内容は、地方公務員法をはじめとした法令に違反していない必要があります。また、誰でも「簡単に」「新鮮な」情報を発信できる半面、発信した情報の一部のみが切り取られて拡散し思いもかけない形で「炎上」したり、一度情報が発信されると急速に拡散して半永久的に拡散され続けたりするリスクを認識しておく必要があります。情報を発信する場合には、その内容や発信する時間を事前に改めて確認するようにしましょう。



<sup>2</sup> 目黒電報電話局事件（最高裁昭和52年12月13日判決）



## 不正な目的による立法権の行使が違法とされた事例

東京地裁平成 25 年 7 月 19 日判決

市が図書館設置のために条例改正をしたことについて、パチンコ店の出店阻止が主たる目的であり、社会的相当性を逸脱する行為として違法とされた判決が、平成 25 年 7 月に東京地裁でありました。

### 事案の概要（簡略化しています）

平成 18 年に、国分寺市の駅前でパチンコ店\*の出店準備を進めていた会社がありましたが、国分寺市が、議員提案によって市の図書館条例を改正することにより、出店準備が進められていた建物の隣接建物に図書館を設置したため、パチンコ店の出店ができなくなりました。

準備を進めていた会社が、当該条例改正はパチンコ店の出店を阻止する目的でされたものであり、違法な公権力の行使に当たるなどと主張して、国分寺市に対し、営業利益の損害等について国家賠償請求をしたものです。

※ パチンコ店は風俗営業に該当し、その営業には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（略して「風営法」）の許可が必要です。

また、東京都の風営法を施行する条例等により、本件図書館の敷地から 50 メートル未満の区域内では、風俗営業の許可が禁止されていました。



### 判決の概要

裁判所は概ね以下のように判示し、国家賠償請求の一部を認めました。

- 条例改正は、**出店阻止が主たる目的・動機であった**と認められ、現存する図書館施設の近隣地域内の良好な風俗環境を保全するとの風営法・施行条例等の趣旨を逸脱している。
- 条例改正の背景は、再開発事業の阻害要因の除去にあるところ、**出店により再開発事業に及ぼす具体的・現実的な悪影響が立証されていない**。
- 以上から、本件条例改正は**社会的相当性を逸脱する行為として違法**である。

### コメント

- また、風俗施設の出店を阻止するために風営法の距離制限が不正に利用された例として、行政権の行使に関し以下の著名な最高裁判決があります。

【最高裁昭和 53 年 5 月 26 日判決（概略）】

児童遊園設置の認可処分により個室付浴場の営業ができなくなった事案において、最高裁は、認可処分は風俗営業を阻止、禁止することを直接の動機、主たる目的としてされたものであり、行政権の著しい濫用であることから違法かつ無効とした高裁の判断を妥当としました。

- 今回の判決をきっかけに、現場の課題を解決するために政策法務的手法を活用するに当たっては、課題解決の必要性を立証することができるようにしておくことや、課題解決の手法がその法の趣旨から合理的に説明することができるようにしておくことに改めて留意しましょう。

